

別記

三島主側回甚

一 現直ノ算數ヲハ他上ケハ出来、算數が出タリ他上ケスル

二 第三回ノ他上ケハ其ノノ成績如何ニ依ラ多少ハ他ケスル

三 第四回ノ算數手金ハ成績ニ依ラ多少出ス但レ欠損ノ場合ハ此ノ限りニ非ズ

四 後者ハ甚同ノ成績ヲ支松フ

五 地方ノ都合ニヨリ休業セシ場合ハ日給支給ハズ

六 算數賞ハ其人ノ成績ニヨリ多少ノ心付ハスル

七 コレト並ニハ現在ノ一日金手袋ノ手袋ヲ致方ナイカコトル夕淫ニ限リ手袋一ツ

一人前ノ付給ス又

八 休業期間ハ分違通ニ分

九 労働ノ実況把握ハ今ノ大財政局難題金ノ余裕が出来タラ改善スル

十 労働ハ一人ノ成績如何ニヨリ手袋代トシラ多少ノ心付カスル

十一 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

以上

（別記） 六 書

十二 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

十三 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

十四 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

十五 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

十六 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

十七 労働ノ実況把握ハ労働法ニ依リテ支給スル

4. 5. 91
508



労社第六五四節
昭和四年三月三十日
警視總監 宮田光雄

向務大臣望月圭介
社 會 高 長 官
大阪神奈川府縣知事 殿

島田生子板工場労働争議ニ関スル件 (第一報... 解決)

事業主ノ態度強硬ニシテ臨時エラ雇入れ作業

要旨 平常ニ復シ労働者側ハ争議永キニ置リ生

産ニ困窮シ廿七日復職ヲ嘆願解決ス